

# 令和7年度玉城町結婚新生活支援事業補助金

新婚夫婦の新居の住居費・リフォーム費用・引越費用の補助を行います。

補助対象者

令和7年1月1日以降に  
婚姻した夫婦

補助金額

最大60万円

詳しくは裏面をご確認ください



## 対象となる夫婦

次の 1 から 6 の条件が全て該当する夫婦

- ① 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに婚姻届を提出し、受理されている。
- ② 対象となる住居が玉城町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。
- ③ 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下であること。
- ④ 新婚世帯の所得額（所得証明書に記載された夫婦の所得を合算した額）が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。
- ⑤ 申請日において玉城町が徴収する町税、国民健康保険料及び水道料金等の滞納がないこと。
- ⑥ 過去にこの補助の趣旨と同一の補助又はこの補助金を受けていない。（他の自治体での受給を含む。）

## 補助額上限

- ① 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 29 歳以下である新婚世帯 60 万円
- ② 上記以外 30 万円

## 対象となる経費

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に支払いをした「住居費」「引越費用」「リフォーム費用」

※ 勤務先から住居手当が支給されている場合等は、その金額を差し引きます。

### ◆申請・お問い合わせ先

玉城町 まちづくり推進課

〒519-049 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL :0596-58-8208 F a x : 0596-58-4494

mail : senryaku@town.tamaki.lg.jp

詳しくは町ホームページ  
をご確認ください。

